

外貨普通預金規定

2022年11月7日現在

I. 共通規定

1. (通貨の種類)

- (1) この預金の通貨の種類は、当金庫所定の種類に限定します。
- (2) 国家の統合や国家間の条約により通貨が統合される場合および新しい貨幣単位がつくられ、旧貨幣単位との切替になる場合など、外国通貨の名称等が変更になる場合は、その都度当金庫はこの預金の外国通貨の表示方法を変更するものとします。
- (3) この預金口座は、1口座につき1種類の外国通貨の預金を取扱うものとします。

2. (取扱日等)

- (1) この取引は、当金庫の窓口営業日にて、当金庫が定める取扱時間の範囲内で行います。
- (2) 前記(1)の範囲内であっても、日本における外国為替市場が閉鎖されている場合には、お取り扱いできません。

3. (取扱店の範囲)

この預金の預入れまたは払戻しは原則として当店に限り取扱うものとします。
なお、本規定中の「当店」とは、口座開設店をいいます。

4. (預入者)

法人・個人の方に限定させていただきます。また、未成年の方等は原則として除かせていただきます。

5. (利息)

この預金の利息は、当該通貨1通貨単位を付利単位として、毎年3月と9月の一定の期日に、当金庫所定の利率および計算方法により計算のうえ、この預金に組み入れます。なお、利率は当金庫任意の日に変更し、新利率は当金庫が定めた日から適用します。

6. (相場、手数料等)

- (1) この預金口座に預金口座と異なる幣種を受入れる場合、またはこの預金口座から預金口座と異なる幣種により支払う場合には、当金庫所定の外国為替相場により換算します。
- (2) この預金口座と同一の幣種にて受入れる場合、又は支払う場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

7. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。
預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前記(1)(2)と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前記(1)(2)(3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前記(1)(2)(3)(4)の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

8. (印鑑照合等)

払戻依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印章（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもその為が生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

9. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺することができます。なお、この預金に、質権等の担保権を設定している場合も同様とします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続きによるものとします
 - ① 相殺通知は書面によるものとします。当金庫所定の解約依頼書または払戻依頼書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して通帳および通知と同時に当金庫に提出してください。
 - ② 複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ③ 前記②の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。
 - ④ 前記②による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到着した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到着した日までとし、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱については当金庫の定めによるものとします。
- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別に定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

10. (差引計算等)

- (1) 当金庫に対し弁済期の到来した債務を負担しているときは、この預金の通貨種類、期日等の如何にかかわらず、当金庫はこの預金をいつでも当金庫所定の方法により相殺または弁済に充当することができるものとします。
- (2) 前記(1)の場合で、この預金と債務の通貨種類が異なるときには、この預金は、相殺または弁済充当時における当金庫所定の外国為替相場により、円貨または当金庫に対する債務と同一種類の通貨に換算できるものとします。

11. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着し、または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

12. (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合、及び外貨普通預金(通帳式)規定第3条第1項、トータルアセットUSドル外貨普通預金(通帳式)規定第3条第1項、外貨普通預金(ステートメント式)規定第4条第1項、外貨普通預金(おかしんインターネット支店専用)規定第6条第1項に定める届出がない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 日本国籍を保有せず在留期限ある預金者が本邦に居住する場合は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法により届出てください。届出後に

在留資格や在留期間に変更があった場合も同様とします。当該預金者が当金庫に届け出た在留期間が経過したときは、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

- (4) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 前4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

1 3. (準拠法, 裁判管轄権)

- (1) 預金に関する預入れ、払戻し、解約等一切の取引は、日本の法律等に従ってお取扱いします。
- (2) この取引については日本における外国為替管理法規が援用されます。
- (3) この預金に関して紛争が生じた場合には、当金庫本店の所在地を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とします。

1 4. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項で規定する、金額、期間、手数料その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

II. 外貨普通預金 (通帳式) 規定

1. (口座への受入れ)

- (1) この預金口座は次のものを受入れます。なお、通貨によっては受入れできないものもあります。
 - ① 為替による振込金。
 - ② 当金庫所定の為替相場にて換算した円貨金額を円預金口座から振替したもの。
 - ③ その他当金庫が認めたもの。
- (2) 外貨現金による預入れはできません。

2. (払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻依頼書に届出の印章 (または署名)

により記名押印（または署名）してこの通帳とともに提出してください。

(2) 外貨現金による払戻しはできません。

3. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) この通帳や届出の印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって原則として当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) この通帳や届出の印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(3) この通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

4. (譲渡、質入れの禁止)

(1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利および通帳は、譲渡・質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

(2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

5. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第6条第3項第①号、第②号AからG、第③号AからEおよび第④号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第3項第①号、第②号AからG、第③号AからEまたは第④号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

6. (解約等)

(1) この預金口座を解約する場合には、この通帳および届出の印章を持参のうえ（または当金庫所定の書式に届出の署名により署名のうえこの通帳とともに）取引店に申出てください。

(2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金の預金者が前記第4条(譲渡・質入れの禁止)に違反した場合

③ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項および共通規定第12条第1項に定める預金者情報等の各種確認や提出

された資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合

- ④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、または、そのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑤ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、この停止・解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この停止・解約により当金庫に損害が生じたときは、預金者がその損害を賠償するものとします。
- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、次のいずれか(以下、これらを「反社会的勢力」といいます。)に該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者
 - D. 暴力団準構成員
 - E. 暴力団関係企業
 - F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - G. その他前AからF号に準ずる者
 - ③ 預金者が次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. その他預金者(預金者が法人である場合には、役員または経営に実質的に関与している者を含む。)が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ④ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前AからD号に準ずる行為
- (4) この預金口座が、当金庫が別途表示する一定の期間、預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額をこえることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、またはお客さまに通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
 - (5) 前記(2)、(3)、(4)により、この預金口座が解約され残高がある場合、その残高は解約時の当金庫所定の為替相場にて換算した円貨金額とします。
 - (6) 前記(2)、(3)、(4)により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解約を求める場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ(または当金庫所定の書式に届出の署名により署名のうえこの通帳とともに)、残高の返還を当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
 - (7) 前記(2)、(3)、(4)により、外貨普通預金取引が停止され、その解除を求める場合には当金庫所定の書面に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおくことがあります、必要な書類などの提出または保証人を求めることがあります。

Ⅲ. トータルアセット US ドル外貨普通預金(通帳式) 規定

1 (口座への受入れ)

(1) この預金口座は次のものを受入れます。

- ① 為替による振込金(米ドル建てに限る)。
- ② 当金庫所定の為替相場にて換算した円貨金額をご本人の円預金口座から振替したものの。
- ③ その他当金庫が認めたもの。

原則として当金庫で開設したご本人名義を含む別の外貨預金口座からのお振替はお取り扱いできません。

(2) 外貨現金による預入れはできません。

2 (払戻し)

(1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻依頼書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)してこの通帳とともに提出してください。

(2) この預金口座からの払戻しについては、次の各号に該当する取引に限ります。次の各号に該当しない海外送金、国内送金及び当金庫の外貨預金へのお振替等についてはお取り扱いできません。

- ① 当金庫を募集代理店とする保険契約の米ドル建て保険料の送金、及び当金庫を通じて提携証券会社に開設された金融商品仲介口座への米ドル建て送金
- ② 当金庫所定の為替相場にて換算した円貨金額をご本人の円普通預金口座へ振替するもの。
- ③ その他当金庫が認めたもの。

(3) 外貨現金による払戻しはできません。

3. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳や届出の印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって原則として当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) この通帳や届出の印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (3) この通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

4. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利および通帳は、譲渡・質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

5. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第6条第3項第①号、第②号AからG、第③号AからEおよび第④号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第3項第①号、第②号AからG、第③号AからEまたは第④号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

6. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、この通帳および届出の印章を持参のうえ（または当金庫所定の書式に届出の署名により署名のうえこの通帳とともに）当店に申出てください。
- (2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口

- 座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ② この預金の預金者が前記 第4条(譲渡・質入れの禁止)に違反した場合
 - ③ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項および共通規定第12条第1項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合
 - ④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、または、そのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑤ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、この停止・解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この停止・解約により当金庫に損害が生じたときは、預金者がその損害を賠償するものとします。
- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、次のいずれか(以下、これらを「反社会的勢力」といいます。)に該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者
 - D. 暴力団準構成員
 - E. 暴力団関係企業
 - F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - G. その他前AからF号に準ずる者
 - ③ 預金者が次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. その他預金者(預金者が法人である場合には、役員または経営に実質的に関与している者を含む。)が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有す

ること

- ④ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前AからD号に準ずる行為
- (4) この預金口座が、当金庫が別途表示する一定の期間、預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額をこえることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、またはお客さまに通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 前記(2)、(3)、(4)により、この預金口座が解約され残高がある場合、その残高は解約時の当金庫所定の為替相場にて換算した円貨金額とします。
- (6) 前記(2)、(3)、(4)により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解約を求める場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ(または当金庫所定の書式に届出の署名により署名のうえこの通帳とともに)、残高の返還を当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
- (7) 前記(2)、(3)、(4)により、外貨普通預金取引が停止され、その解除を求める場合には当金庫所定の書面に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおくことがあり、必要な書類などの提出または保証人を求めることがあります。

IV. 外貨普通預金(ステートメント式)規定

1. (通帳)

この預金については通帳を発行いたしません。なお、お取引の明細は「外貨預金お取引明細書」をお渡しいたしますので、別に交付した「外貨普通預金取引明細帳」にとじ込んで保管してください。

2. (口座への受入れ)

- (1) この預金口座は次のものを受入れます。なお、通貨によっては受入れできないものもあります。
 - ① 為替による振込金。
 - ② 当金庫所定の為替相場にて換算した円貨金額を円預金口座から振替したもの。
 - ③ その他当金庫が認めたもの。
- (2) 外貨現金による預入れはできません。

3. (払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）のうえ提出してください。
- (2) 外貨現金による払戻しはできません。

4. (届出事項の変更)

- (1) 届出の印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面によって原則として当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 届出の印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約は当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

5. (譲渡、質入れの禁止)

この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利は、譲渡・質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

6. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第7条第3項第①号、第②号AからG、第③号AからEおよび第④号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第3項第①号、第②号AからG、第③号AからEまたは第④号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

7. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、この通帳および届出の印章を持参のうえ（または当金庫所定の書式に届出の署名により署名のうえこの通帳とともに）原則として当店に申出てください。
- (2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合又は預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が前記第5条(譲渡・質入れの禁止)に違反した場合
 - ③ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項および共通規定第12条第1項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合
 - ④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、または、そのおそれがあると合理的に認められる場合

- ⑤ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、この停止・解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この停止・解約により当金庫に損害が生じたときは、預金者がその損害を賠償するものとします。
- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、次のいずれか(以下、これらを「反社会的勢力」といいます。)に該当したことが判明した場合
- A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者
 - D. 暴力団準構成員
 - E. 暴力団関係企業
 - F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - G. その他前記AからF号に準ずる者
- ③ 預金者が次のいずれかに該当したことが判明した場合
- A. 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. その他預金者(預金者が法人である場合には、役員または経営に実質的に関与している者を含む。)が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ④ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E. その他前記AからD号に準ずる行為

- (4) この預金口座が当金庫が別途表示する一定の期間、預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額をこえることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、またはお客さまに通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 前記(2)、(3)、(4)により、この預金口座が解約され残高がある場合、その残高は解約時の当金庫所定の為替相場にて換算した円貨金額とします。
- (6) 前記(2)、(3)、(4)により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解約を求める場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ(または当金庫所定の書式に届出の署名により署名のうえこの通帳とともに)、残高の返還を当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
- (7) 前記(2)、(3)、(4)により、外貨普通預金取引が停止され、その解除を求める場合には当金庫所定の書面に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおくことがあり、必要な書類などの提出または保証人を求めることがあります。

V. 外貨普通預金(おかしんインターネット支店専用)規定

1. (取引の開始)

取引店は、おかしんインターネット支店(以下「当支店」といいます。)となります。取引開始にあたっては当支店にこの預金と振替可能な円普通預金口座を開設し、おかしんパーソナルダイレクトの申込みが必要となります。この預金の口座開設、預入れまたは払戻しはインターネットバンキングのみでの取扱いとし、当金庫の本支店窓口、ATMでの取引はできません。

2. (お届け印)

この預金の届出印は当支店の円普通預金口座の届出印と同一とします。

3. (通帳)

この預金については通帳を発行いたしません。なお、お取引の明細は、おかしんパーソナルダイレクトの外貨普通預金「入出金明細照会」画面でご確認いただけます。

4. (通貨の種類)

米ドルのみとします。

5. (預金の預入れ・払戻し)

この預金口座は、残高0米ドルで開設します。

お客さまご自身で、おかしんパーソナルダイレクトを利用し、お預入れや払戻し手続きを行っていただきます。

当金庫本支店窓口で作成した円預金口座や外貨預金口座からの振替、現金(外貨及び

円貨)等によるお預け入れや払戻し手続きにはご利用いただけません。また、外国送金にもご利用いただけません。

6. (届出事項の変更)

- (1) 届出の印章、住所、氏名、電話番号、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。変更の届出は当金庫の変更処理が終了した後に有効となります。この変更処理の前に変更が行われなかったことにより生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
- (2) 当支店以外の当金庫本支店にも、お取引があるお客さまは、別途当金庫本支店窓口での手続きが必要となる場合があります。
- (3) 届出の住所・氏名あてに送付した通知または送付書類が未着として当金庫に返戻された場合、当金庫は通知または送付書類の送付を中止し、全部または一部の取引を制限することができるものとします。また、返戻された送付書類に関し、当金庫は責任を負いません。
- (4) 当支店以外の当金庫本支店に取扱店を変更することはできません。

7. (譲渡、質入れの禁止)

この預金、預金契約上の地位その他本取引にかかるいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

8. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第9条第2項①から⑤号、第3項第②号AからG、第③号AからEおよび第④号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第9条第2項①から⑤号、第3項②号AからG、第③号AからEまたは第④号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

9. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、当支店に申出のうえ、当金庫所定の手続きを行ってください。なお、当支店における円普通預金口座を解約された場合、当支店とのすべての取引は解約されたものとみなします。解約手続きが終了するまでの間に、解約が行われなかったことによりお客さまに損害が発生することがあっても、当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合又は預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が前記第7条(譲渡・質入れの禁止)に違反した場合

- ③ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項および共通規定12条第1項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合
 - ④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、または、そのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑤ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、この停止・解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この停止・解約により当金庫に損害が生じたときは、預金者がその損害を賠償するものとします。
- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、次のいずれか(以下、これらを「反社会的勢力」といいます。)に該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者
 - D. 暴力団準構成員
 - E. 暴力団関係企業
 - F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - G. その他前記A～F号に準ずる者
 - ③ 預金者が次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. その他預金者(預金者が法人である場合には、役員または経営に実質的に関与している者を含む。)が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

- ④ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前AからD各号に準ずる行為
- (4) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はお客さまに事前に通知することなく、当支店との全ての取引を直ちに停止または解約することができるものとします。通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出の住所・氏名にあてて発信した時に解約されたものとします。なお、この停止または解約によって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
- ① 本規定その他当金庫が定める各規定に違反したとき。
 - ② 取引に関する諸手数料の支払いがなかったとき。
 - ③ お客さまの責に帰すべき事由によって、当金庫においてお客さまの所在が不明になったとき。
 - ④ 支払いの停止または破産もしくは民事再生手続きの申立てなどがあったとき。
 - ⑤ 前記①から④のほか、解約を必要とする相当な事由が生じたとき。
- (5) 解約時にお客さまへの返還金等がある場合は、お客さまが指定するお客さま名義の金融機関の口座へ振込むものとします。また、お客さまに対する貸越元金、未収利息がある場合は、それらをお支払いいただいた後に手続きをいたします。
- (6) 当支店が提供するサービスが解約後に発生する場合は、そのサービスは適用されなかったものとします。
- (7) 口座開設後、初回入金等が1年間なかった場合は、当金庫は当支店の口座開設の申込みがなかったものとして、この預金口座を閉鎖させていただく場合があります。この場合、当金庫より届出の住所・氏名あてに通知しますが、通知が延着し、または到着しなかった場合でも、通常到達すべきときに到着したものとみなします。
- (8) この預金が、最終の預入れまたは払戻しから10年間利息決算以外の預入れまたは払戻しがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。なお、当支店の預金残高が10,000円未満の場合、当金庫は預金者への通知を省略できるものとします。
- (9) 第9条第2項から第4項および第8項により、この預金口座が解約され残高があ

る場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

10. (取引内容の記録)

- (1) 当金庫は本取引によるお客さまとの会話内容を録音により記録し、相当期間保存します。
- (2) 取引内容について疑義が生じた場合は、当金庫が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

11. (免責事項)

次の事由により当支店のサービスの取扱いに遅延、不能、漏洩等があっても、これによって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

- (1) 当金庫所定の本人確認手続きにより、本人と認めて取扱いをおこなったにもかかわらず、暗証番号等に偽造、盗難、不正使用等があった場合。
- (2) 災害・事変もしくは経済情勢の著しい変動等当金庫の責めに帰すことのできない事由があった場合。
- (3) 当金庫および金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず公衆回線等の通信経路において盗聴等がなされたことによりお客さま情報が漏洩した場合。
- (4) お客さまが各種届出事項の変更を怠った場合。

12. (規定の準用)

- (1) 当支店との取引において、本規定に定めのない事項については、おかしんパーソナルダイレクト利用規定他、当金庫が定めた各種預金規定および各取引規定等により取扱います。
- (2) 本規定と他の規定の定めが異なるときは、本規定が優先します。

以上